

第9回農業委員会定例会(シナリオ)	
1 日 時	令和7年9月30日(火) 午前10時00分 午前10時30分
2 場 所	竹原市役所3階 大会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員 5 赤坂委員、6 土居委員、7 石本委員 欠席農業委員 推進委員 原 一馬推進委員、須賀推進委員、片田推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、上谷主任、小川主事
5 審議案件	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第37号 非農地承認申請について 議案第38号 農地利用集積等促進計画の決定について 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和7年第9回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番渡橋委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、福田町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計14筆、地目はいずれも田、面積は計2,809 m²です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は栗、柿を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、JR大乗駅から東へ約490m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、田万里町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計5筆、地目は畑2筆と田3筆、面積は計1,477 m²です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は柿を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原一馬推進委員から補足説明をお願いします。
原一馬 推進委員	申請地は、田万里地域交流センターから東へ約1.4 km付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 2、議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、竹原町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 284 m ² です。 歯科医院・住宅・駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北東へ約 300m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は 1,497 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。

議 長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。
渡橋委員	申請地は、吉名学園から南へ約 920m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3、議案第 3 7 号「非農地承認申請について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、竹原町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 1,361 m ² です。 申請地は J R 竹原駅から東へ約 670m 付近の山中にあります。 20 年以上前より管理しておらず、現在は周囲の山林と一体化しています。 申請地は平成 30 年第 3 回総会の議案「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断」において非農地と判断済のため、事務局により非農地と判断いたします。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第 4、議案第 3 8 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4～5 ページ、参考資料の 6～11 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積等促進計画の決定について」となっております。 今回、利用権設定の申出があった案件の面積は計 8,291.61 ㎡、対象人員が、貸し手が 4 人、借り手が 2 団体、2 人です。 本議案が可決の場合、令和 7 年 9 月 30 日付けで、公告いたします。 詳細につきましては、参考資料 6～11 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。議案第 38 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 5、報告第 16 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 12～21 ページをご覧ください。 令和 7 年 8 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 19 件、筆数は田 71 筆、畑 94 筆の計 165 筆、面積は計 70,694.04 ㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 12～21 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 7 年第 9 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 渡橋 昭二郎